

# 所得税の確定申告は 正しくお早めに!!

平成2年分所得税の確定申告は、2月16日から3月15日までです。

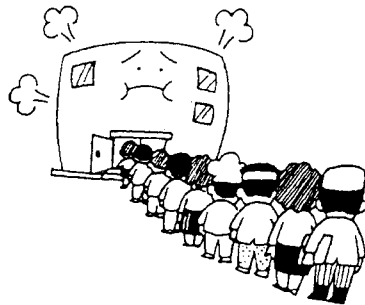
期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をしたりしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければならないこととなりますので気を付けましょう。

所得税は、あなた自身が正しい所得を計算し、税額を算出して申告し納付することになっています。

※大月税務署では、皆さまの便宜をはかるため所得税の出張申告相談を次のとおり行いますのでご利用ください。

確定申告をすませますと市県民税の申告が同時にすんだこととなります。

申告期限になってもあわてないように、不明な点は税務署に相談するなど準備しておきましょう。



## ○確定申告用紙について

税務署から送付された申告用紙をお持ちの方は、その用紙で申告してください。

なお、書き損じ等により他の申告書用紙に書き替える場合は、納税者番号、予定納税額等の事項を確実に移記してください。

※相談においでになるときは、収入、経費のわかるもの他、次のものをお持ちください。

- ①給与所得の源泉徴収票
- ②生命保険料、損害保険料等の支払証明書
- ③国民健康保険料（税）、国民年金保険料等の支払額  
の分かるもの

### ●1. 所得税の出張申告相談

月	日	時 間	会 場
2月25日(月)		10時～3時	市役所 大会議室

### ●2. 税理士の無料相談

月	日	時 間	会 場
2月22日(金)		10時～3時	市役所第1 委員会室
25日(月)			

## 確定申告を しなければならない人

◎事業所得・不動産所得のある人の場合

平成二年中の所得の合計額が、扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・基礎控除などの、所得控除の合計額を超える人

◎サラリーマンの場合

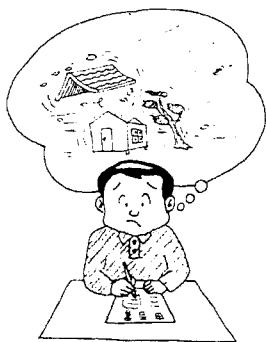
①給与の年収が、一五〇〇万円を超える人

②給与所得や退職所得以外の所得の合計額が二十万円を超える人

③給与を二ヵ所以上からもらっている人

④同族会社の役員などで、その会社から給与のほか貸付利子、賃借料などの支払を受けている人

⑤災害を受け、平成二年の給与について、災害減免法によって、源泉徴収の猶予や源泉徴収税額の還付を受けた人



◎サラリーマンで、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が戻ってくる人

①災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受け、その損害額が、その年の所得金額の一〇％を超えた場合

②病気やケガなどで、多額の医療費を支払い、その額が十万円、またはその年の所得の五％のいずれか少ないほうの額を超えた場合

③住宅を新築したり、購入して、入居した場合や家屋の増改築などをした際、民間金融機関及び公的機関等から住宅ローンの融資を受けるなど、一定の要件に当てはまる時

④給与所得者で、年中途で退職しその後、所得のない方

⑤給与所得者で、その給与があまり多くなく、配当、利子、原稿料の収入のある方

